

# 「子ども誰でも通園制度(仮称)」を試行的に開始

●問合せ 健康・子育て課 内線222

## 1. 子ども誰でも通園とは

子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず柔軟に利用できる事業です。

## 2. 利用できる児童

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない生後10か月～満3歳未満の児童。

※認可外保育施設に通っている生後10か月～満3歳未満は対象。

※企業主導型保育事業所に通っている生後10か月～満3歳未満は対象外。

## 3. 利用内容

就労要件等を問わず利用可能

## 4. 利用可能保育所・利用定員

保育所	利用内容
河和保育所	1日当たり3名程度

※河和保育所のみ受け入れとなります。

※在園児と合同での保育を予定しているため、受け入れ可能な人員配置基準を確保できる範囲内により利用できる定員を調整または利用できない場合があります。

※保育所内の行事開催日等は受け入れできない場合があります。

## 5. 保育時間

保育時間	利用可能日数
土曜 午前9時30分から午後2時30分まで (河和保育所のみ)	1人当たり「月10時間」を上限として利用可能 例) 午前9時30分～午後2時30分まで利用する場合1月につき2日

※午後のおやつについては、保育時間後になりますので提供しません。

## 6. 料金

子ども1人につき1時間当たり300円 例) 午前9時30分から午後2時30分まで利用する場合5時間=1,500円

## 7. 申込方法

原則、7日前までに健康・子育て課へ申請書を提出してください。必要事項を調査し、利用の可否を決定します。

## 8. 申込可能時期

令和6年4月1日から

## 9. 利用実施時期

令和6年5月1日から

## 美浜町子ども家庭センターのご案内

保健センター内に「美浜町子ども家庭センター」を令和6年4月に設置しました。

子ども家庭センターは、「美浜町子育て世代包括支援センター mirai' M (未来夢)」(母子保健)と、「子ども家庭総合支援拠点」(児童福祉)を統合し、子どもや妊産婦、子育て世帯を一体的に支援します。

お子さんのこと、子育てのこと、ご家族のことなど、一人で悩まずにご相談ください。



妊娠出産、育児の相談など妊娠期から子ども、子育て家庭に関する相談支援の窓口です



【相談受付時間】 平日 午前8時30分～午後5時(土日・祝日・年末年始を除く) 内線 218